

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

福島国民年金 事案 787 (事案 672 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年8月まで

前回の申立てについて、平成22年12月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、今回、新たな資料として国民年金保険料を納付した際に使用しなかった納付書を見つけた。

私は、前回の申立てのとおり、申立期間の国民年金保険料として、平成9年3月頃に8万円、同年5月頃に7万円をA社会保険事務所(当時)の男性職員に手渡したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成9年3月頃及び同年5月頃にA社会保険事務所の男性職員に手渡したと述べているところ、i) 申立人が納付したとする時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と一致しないこと、iii) 申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成元年11月から2年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらないこと、iv) ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき22年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料として納付期間が平成5年6月分から6年8月分までの期間の納付書を提出しているが、当該納付書には領収印は無く、申立人も納付の際に使用しなかったと述べている。

また、申立人には、申立期間以外にも3つの期間で合計64か月の国民年金保険料の未納期間がある上、申立人に係る国民年金被保険者名簿、国民年金検認表及び国民年金納付記録台帳によれば、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで
私の国民年金保険料は、申立期間当時、母が納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「納付書・領収証書」によれば、申立人の国民年金保険料は、昭和50年10月28日に47年4月から48年3月までの期間の保険料を附則第18条による特例納付において納付し、同日に、その時点において過年度納付が可能である同年7月から50年3月までの期間の保険料を納付していることが確認できる上、申立人の姉に係る特殊台帳によれば、姉の国民年金保険料についても、44年4月から47年3月までの期間の保険料を申立人と同日の50年10月28日に特例納付において納付したことが確認できる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料については、附則第18条による特例納付対象期間ではなく、前述の保険料の納付日である昭和50年10月28日時点において、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人又はその母が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月頃から 51 年 3 月 10 日まで
私は、A社に昭和 33 年 5 月頃から 51 年 3 月 10 日まで勤務していた。
約 20 年近く一生懸命働いたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社から授与された表彰状等から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、B社として法人登記された後の平成2年3月1日に適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人は、「私を含め4人くらい働いていた。」と述べており、A社は、法人格を有しておらず、従業員が5人未満であるため、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、B社は、平成12年11月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、A社の厚生年金保険の加入及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について聴取することができない。

加えて、申立人が記憶する同僚は、オンライン記録で特定することができないことから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月頃から 46 年 6 月頃まで

私は、昭和 45 年 7 月頃から 46 年 6 月頃まで A 社に勤務していたと思うが、ねんきん定期便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

当時、健康保険被保険者証を使用した記憶があるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶等から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の申立期間当時の事業主は、「当時は、試用期間があり、試用期間経過後に社会保険に加入させていたと記憶している。」と回答している上、申立人が記憶する同僚のうち、申立人と同様に B 業務に従事した者は、雇用保険の被保険者資格を取得してから 9 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、事業主は、「当時の賃金台帳、労働者名簿等の資料は無く、当時の B 業務部長も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。」と述べている上、申立人が記憶する複数の同僚等に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も見

当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。